

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

告 示

○土地改良法により換地処分をした件

○森林病虫害防除法による駆除命令

に係る事項を定めた件

○道路の区域を変更する件二件

○道路の供用を開始する件三件

公 告

○土地改良区の役員が就退任した旨

届出があった件

○落札者を決定した件

福島県教育委員会

○福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則

規 則

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第六号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則(平成十二年福島県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二中「又は総合行政ネットワーク(地方公共団体の組織内情報通信ネットワークを相互に接続した広域的な情報通信ネットワークをいう。)の電子文書交換システム(文書等を電子的に交換するシステムをいう。)」を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年三月十日から施行する。

(文書法務課)

告 示

福島県告示第七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十四年二月十七日新田作地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十四年三月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農地管理課)

福島県告示第八号

森林病虫害防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定による駆除命令に係る事項を次のとおり定めた。

平成二十四年三月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 区域及び期間

1 区域 福島県一円

2 期間 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域に所在する松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。))並びにこれらの包装をいう。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、特別伐倒駆除(松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び破砕(破砕後の木片の厚さが六ミリメートル(木材チップパー)により破砕する場合)にあつては、十五ミリメートル)以下となるように破砕を行うものに限る。)又は当該樹木の伐倒及び焼却(炭化を含む。)をいう。)を行う場合は、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

県内一円の松林における本年度の松くい虫の被害の発生状況から見て、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、県内一円の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(森林保全課)

福島県告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所まで平成二十四年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道二本 松三春線	本宮市和田字古山之内 五番一地从先 同 市長屋字横峯二二 四番地先まで	変更前	A 五・二〇	六九五・〇
		変更後	B 一〇・〇〇	六八七・八
		変更後	B 一三・〇〇	六八七・八

(道路計画課)

福島県告示第百十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十四年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇一号	南会津郡南会津町浜野 字滝沢九六五番二地先 から 同 郡同 町浜野 字滝沢九六五番二地先 まで	変更前	一七・〇〇	六七・八
		変更後	三三・一八	六七・八
		変更後	一八・六〇	六七・八

(道路計画課)

福島県告示第百十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十四年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道二本松三春線	本宮市和田字古山之内五番一地从先 同 市長屋字横峯二二四番地先まで	平成二十四年三月九日

(道路計画課)

福島県告示第百十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十四年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道原町川俣線	南相馬市原町区信田沢字馬場田四〇番一地从先 同 市原町区信田沢字関ノ内四四番一地从先まで	平成二十四年三月九日

(道路計画課)

福島県告示第百十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十四年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道原町川俣線	南相馬市原町区信田沢字上信田一三番地先 同 市原町区信田沢字馬場田三六番一地从先まで	平成二十四年三月九日

公 告

(道路計画課)

公告第四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十四年三月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
伊達西根堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 賀藤 貞

同 櫻井 元七

同 吉田 尚夫

同 朝倉 重夫

同 大槻 善太郎

同 佐藤 秀雄

同 小張 彰

同 佐久間 利信

同 玉手 正平

同 大阪 藤夫

同 鈴木 千代七

同 鹿股 文治

同 岡崎 勝男

同 八島 藤市

同 飯沼 利夫

就任した役員

役別 氏名

理事 賀藤 貞

同 櫻井 元七

同 吉田 尚夫

同 佐藤 春雄

同 林王 弘伊治

同 佐藤 秀雄

同 小張 彰

住所

伊達郡国見町大字徳江字小林三〇番地の一

福島市飯坂町湯野字暮坪二四番地

伊達市屋敷間五番地

伊達郡桑折町大字成田字西中丸二三番地

同 郡同 町字本町四八番地

同 郡同 町大字下郡字遠上九番地の一

同 郡同 町大字谷地字藤唐巻六番地

同 郡同 町大字藤田字中沢六三番地

同 郡同 町大字西大枝字竹ノ内一三番地

同 郡同 町大字東大枝字愛宕前二〇番地一〇

福島市飯坂町東湯野字外畑一九番地の一

伊達市上志和田七番地

伊達郡桑折町大字上郡字五郎内二四番地

同 郡国見町大字高城字弘前一〇番地

同 郡同 町大字高城字弘前一〇番地

伊達市梁川町五十沢字羽山下三四番地

住所

伊達郡国見町大字徳江字小林三〇番地の一

福島市飯坂町湯野字暮坪二四番地

伊達市屋敷間五番地

伊達郡桑折町大字松原字姫松一三番地

同 郡同 町字杉ノ前七九番地

同 郡同 町大字下郡字遠上九番地の一

同 郡同 町大字谷地字藤唐巻六番地

同	佐久間 利信	同	郡国見町大字藤田字中沢六三番地
同	井砂 由男	同	郡同 町大字西大枝字西六番地
同	大阪 藤夫	同	伊達市梁川町東大枝字愛宕前二〇番地一〇
同	鈴木 千代七	同	福島市飯坂町東湯野字外畑一九番地の一
同	吉田 敏朗	同	伊達市新町五二番地一
同	岡崎 勝男	同	伊達郡桑折町大字上郡字五郎内二四番地
同	八島 藤市	同	郡国見町大字高城字弘前一〇番地
同	飯沼 利夫	同	伊達市梁川町五十沢字羽山下三四番地

(農村計画課)

公告第41号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける流域下水道(二本松処理区)維持管理業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成24年3月9日

福島県中流域下水道建設事務所長 柳 沼 利 行

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
流域下水道(二本松処理区)維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 落札者を決定した日
平成24年2月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
ナスコ株式会社 東京都新宿区信濃町34番地
- 5 落札金額
206,850,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成23年11月22日

(総務課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年三月九日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第二号

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会文書等管理規則（平成十二年福島県教育委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。
第十九条の二を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年三月十日から施行する。

（教育総務課）

福島県報の購読申込みについて

福島県報を御購読いただきありがとうございます。

現在の購読期限は、平成24年3月末日までとなっておりますが、来年度も引き続き購読を希望される方や新たに購読を希望される方は、次のページの申込書に必要事項を記載の上3月30日（金）までに福島県総務部文書管財総室文書法務課（郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号）にお申し込みください。

購読料（月額3,390円。送料を含む。）につきましては、お申し込み後に納入通知書を送付しますので、納入期限までに福島県指定金融機関（東邦銀行）又は福島県収納代理金融機関（東邦銀行以外の銀行、信用金庫、信用組合等）に納入してください。

福 島 県 報 購 読 申 込 書

平成 年 月 日

福 島 県 知 事

郵便番号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び法人その他の

団体にあつては、その代表者の

氏名



電話番号

福 島 県 報 を 部 平 成 年 月 日 から

平 成 年 月 日 まで 箇 月 間 購 読 し ます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。